

答申第 15 号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての一部訂正決定処分及び訂正をしない決定処分に対する異議申立て

2 争点

記録された個人情報の内容に、申立人の主張する事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるか否か、又は訂正請求の対象となる事実であるか否か。

3 審議会の判断

(1) 面接記録票 1 「資産の状況」欄

神戸市個人情報保護条例第 22 条は、「自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）の請求をすることができる。」と規定している。申立人は、生命保険の解約手続きが行われた事実を否定しているのではなく、その解約が違法であったと主張しているものであると認められ、これは条例第 22 条に規定された訂正請求の対象とはならないものである。

(2) 面接記録票 2（平成〇年〇月〇日）

申立人は、生命保険を解約する意思は全くなく、「今後保険料を払えそうにないので、解約の意志表示をした」と記録されているが事実誤りがあると主張している。しかしながら面接記録票 2 の該当箇所は、「先程電話で確認したところ、〇〇生命は、現時点での解約返戻金は〇円位であった。今後保険料を払えそうにないので、解約の意志表示をした。との事。」という担当者が申立人から聞き取った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、申立人が語ったとされる内容が事実ではないと客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

また、申立人は、この生命保険の解約手続きが申立人の意思によるものではないと主張しているが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(3) ケース記録（平成〇年 10 月 5 日記事）

当該記事は、申立人が平成〇年 10 月 9 日に見積書を持参したという事実ではなく、申立人が 10 月 9 日に持参するつもりであると 10 月 5 日に担当者に話した内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、申立人が語ったとされる内容が事実ではないと客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(4) ケース記録 NO.4 「他法他施策関係」欄

申立人の提出資料から、平成〇年 8 月、9 月及び 10 月分の申立人に係る医療費は国民健康保険から支払われたものがあることが確認できる。しかしながら、実施機関の主張によれば、当該箇所は、精神保健福祉法第 32 条第 1 項の規定による通

院医療の公費負担の承認を申立人が平成〇年 9 月〇日から受けていたことを記載したものであると認められ、実施機関の主張するケース記録の性格に照らして保護の決定実施上、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。また、申立人が自署した平成〇年 9 月〇日付神戸市保健所〇〇区保健部の受付印が押された精神保健福祉法第 32 条第 1 項に係る「通院医療公費負担・精神障害者保健福祉手帳申請書」が申立人から資料として提出されており、精神保健福祉法第 32 条には該当しないので申請していないとの申立人の主張は事実とは認められない。

(5) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

記録された病名については、平成〇年〇月〇日付〇〇医院発行の新規要否意見書に記載された傷病名と同じであり、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(6) 面接記録票 2（平成〇年〇月〇日）

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。また、申立人は自律神経失調症であり、精神保健福祉法第 32 条には該当しないので同条の申請はしていないと主張している。しかしながら、申立人が自署した平成〇年〇月〇日付神戸市保健所〇〇区保健部の受付印が押された精神保健福祉法第 32 条第 1 項に係る「通院医療公費負担・精神障害者保健福祉手帳申請書」と平成〇年〇月〇日付〇〇医院発行の診断書（通院医療公費負担用）が申立人から資料として提出されており、精神保健福祉法第 32 条には該当しないので申請していないとの申立人の主張は事実とは認められない。

さらに、「通院医療公費負担、精神障害者保健福祉手帳申請書」は面接員から記入するよう強要されたものであると申立人は主張しているが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(7) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

「ただ 32 条であり」との記載は、精神保健福祉法第 32 条による公費負担を受けていることを略して記入したものであり、平成〇年〇月〇日時点では、申立人が同条の適用を受けていたことは、申立人が提出した患者票でも確認されている。

また、「話の内容は、つじつまが合うもの合わないものが混在している。」との記録は、申立人の発言に対する担当者の主観的な評価を記載したものである。訂正請求の対象となる「事実」とは数量等の客観的事項であり、評価、診断、判定等の主観的事項は、訂正請求の対象とはならない。

(8) ケース記録（病聴を行った記録の追加）

申立人は、平成〇年〇月〇日より後にも主治医に対して病聴が行われたはずであると主張しているが、実施機関は、病聴が行われていないことの是非は別にして、同日より後には病聴は行われていないため記録はないと主張している。申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(9) ○○銀行○○支店の預金通帳の写し

提出された預金通帳の写しを観察すると、元々預金通帳への印字が一部かすれていたものをコピーを重ねたことにより文字の一部が欠落して判読不能となったものと推測され、申立人が主張するように当該記録を削除したものであるとは認められない。

(10) ケース記録（平成○年○月○日記事）

申立人は、保護開始決定通知書で通知された初回保護費から、福祉事務所が「保護手数料」を徴収し○円しか給付されていない、また、保護開始決定通知書の原本が送付されていないと主張するが、実施機関の主張によれば、生活保護開始手続きにおいて手数料を徴収することはないと認められるとともに、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(11) ケース記録

申立人は、保護費の追加支給分が支給されていない、また、保護変更決定通知書が送付されていないと主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(12) ケース記録（平成○年○月○日記事）

申立人は、担当者の助言、指導が記録されていないと主張するが、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されているとは認められない。

(13) 以上により、審議会は、実施機関が訂正をしないと決定した個人情報の内容について、申立人の主張するような事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるとは確認できず、訂正の必要があると認めるには至らなかったため、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。